

探偵業者の皆様へ

探偵業届出証明書が廃止されます!

令和6年4月1日から施行される探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正により、届出証明書が廃止されます。

主な改正内容は次のとおりですので、各探偵業者で対応していただく必要があります。

探偵業届出証明書の廃止

4月1日から「探偵業届出証明書」が廃止され、以後、探偵業者自身が法令に定める「標識」を作成し、営業所に掲示する義務が生じます。

また、探偵業届出証明書の廃止に伴い、紛失等による再交付手続も併せて廃止されることとなります。

※ 4月1日以降は、探偵業届出証明書を掲示しても「標識」の掲示義務を履行したことにはなりませんので、ご注意ください。

標識の作成

標識の作成については、改正後の探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する「別記様式第4号」を参照してください。(末尾参照)

なお、標識に記載すべき項目は以下のとおりです。

- ① 届出書を提出した公安委員会
- ② 届出書の受理番号
- ③ 届出書を提出した年月日
- ④ 商号、名称又は氏名
- ⑤ 営業所の名称
- ⑥ 営業所の所在地
- ⑦ 営業所の種別
- ⑧ 広告又は宣伝をする場合に使用する名称

標識は紙で作成していただきますが、用紙の大きさは「日本産業規格A4」であれば、縦でも横でも構いません。

※ 現在交付している探偵業届出証明書は、自身で廃棄していただいて結構です。



標識の掲示義務

作成した標識は営業所の見やすい場所に掲示するほか、公衆の閲覧に供するため、探偵業者が運営するウェブサイトに掲示しなければなりません。

ただし、以下の条件に合致する場合、ウェブサイトへの掲示義務は免除されます。

- ① 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- ② 当該探偵業者が管理するウェブサイトを有していない場合

ウェブサイトへの掲示例

- トップページに標識を縮尺表示したものを表示
- 「標識はこちら」等と表示して、リンク先で標識データを表示 など

別記様式第4号（第5条関係）

探偵業者	
届出書を提出した 公安委員会	公安委員会
届出書の受理番号	第 号
届出書を提出した年月日	年 月 日
商号、名称又は氏名	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営業所の種別	
広告又は宣伝をする 場合に使用する名称	

記載要領 1 本様式中届出書とは法第4条第1項の届出書をいう。
2 営業所の所在地欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。

備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。